

平成9年12月26日

神奈川県告示第962号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）第38条の規定により、公害の発生要因の低減に関する指針を次のとおり定め、平成10年4月1日から施行する。

改正

神奈川県告示第513号

公害の発生要因の低減に関する指針（平成9年12月26日神奈川県告示第962号）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治

環境への負荷の低減に関する指針

条例第37条に規定する環境への負荷を継続的に低減するための取組事項は、次のとおりとする。

1 有害な物質の使用の回避

(1) 原材料の選択

物の製造に用いる原料には、無害な原料又はより有害性の低い原料を選択すること。

(2) 有機塩素系溶剤の代替物質への転換

脱脂洗浄施設等で用いるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の有機塩素系溶剤については、代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化、排出ガスの吸着回収装置の設置等の排出防止対策を実施すること。

2 有害な物質の発生の防止

(1) 良質な燃料の使用

燃料の使用に当たっては、都市ガス、液化石油ガス、灯油その他の硫黄酸化物、窒素酸化物等の発生量がより少ない良質燃料を使用すること。

(2) 窒素酸化物の発生抑制及び燃焼機器の適正使用

ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式の機器を採用すること等により窒素酸化物の発生量を減少させるとともに、運転管理に当たっては適正な燃焼空気比を維持すること。

(3) 燃焼の適正管理の徹底

焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること、燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により燃焼の適正管理を徹底すること。また、ばいじん、悪臭及び有害な物質の排出防止対策をとることが難しい小型の焼却炉にあつては、その使用を避けること。

(4) 二次生成汚染物質の発生抑制

大気中で生成される二次生成汚染物質の生成要因となる窒素酸化物、ベンゼン、トルエン等の炭化水素系物質等の使用及び排出を削減すること。

3 光化学オキシダントの発生の防止

(1) 揮発性有機化合物の排出抑制及び削減目標の達成状況の公表

揮発性有機化合物の排出抑制に向けて、排出量を把握し、削減目標を設定すること。また、設定した削減目標の達成状況を評価し、公表すること。

- (2) 揮発性有機化合物を含む塗料等の使用量削減及び低揮発性有機化合物含有量の塗料等への転換

塗料又は溶剤の使用に当たっては、揮発性有機化合物を含む塗料又は溶剤の使用量の削減及び揮発性有機化合物を含まないか又は含有量の少ない塗料又は溶剤への転換を行うこと。

4 騒音及び振動の低減

- (1) 低騒音型又は低振動型の機種を採用

騒音又は振動の発生源となる機械類を新たに設置し、又は更新する場合にあつては、より低騒音又は低振動のものを採用すること。

- (2) 機械類の防音又は防振対策

騒音の発生源となる機械類には消音器、防音カバー又は防音壁の設置等の防音対策を講じ、振動の発生源となる機械類には防振ゴム又は防振架台の設置等の防振対策を講じること。

- (3) 建物の防音対策

建物の中において騒音を伴う作業を行う場合にあつては、建物に吸音材を用いて騒音を減衰すること。

- (4) 建物の配置

建物の新設又は建て替え時における建物の配置に当たっては、周辺の地域への騒音又は振動を減衰するため、著しい騒音又は振動を伴う作業を行う建物を敷地の中央に配置し、他の建物をその周囲に配置すること。

- (5) 低周波音に関する配慮

低周波音を発生するおそれのある施設及び設備については、発生源対策の配慮を行うこと。

5 公害防止管理の徹底

- (1) 自主的かつ積極的な排煙及び排水の測定の実施

環境に関する法令の規定によるほか、自主的かつ積極的な排煙及び排水の測定を実施し、また、その結果を記録すること。

- (2) 施設及び設備の定常状態等の把握

排煙及び排水の測定を適切に行うため、原材料又は製造工程の変更、生産量の増減等を踏まえ、常に工程内の施設及び設備の定常時及び負荷変動時の状態を把握すること。

- (3) 排煙及び排水の測定の周知徹底

排煙及び排水の測定方法、測定の実施体制、測定結果の管理体制等を明確化し、事業に係る者（子会社及び関連会社の従業員を含む。）に周知徹底すること。

- (4) 技術的な検証の実施

燃料使用量の増加等、原因が明らかでない場合を除き、排煙の濃度が意図せず変動する場合は、排煙の濃度が変動する要因を検証し、排煙の排出の制御方法及び施設の運転管理について技術的な検証を十分行うこと。

- (5) 精度管理の体制の整備

法令の規定により適正な方法で実施された排煙及び排水の測定であること並びにその測定結果の精度の管理に信頼があることを検証し、管理する体制を整備すること。

6 水の再利用等

冷却用水の循環使用、生産工程における水の再利用等により水の使用量を削減すること。

7 エネルギーの有効活用

- (1) エネルギーの消費の見直し
エネルギーの使用の合理化により燃料使用量及び電力使用量を削減すること。
- (2) 新エネルギー等の活用
太陽光発電等の新エネルギー等の積極的な活用を図ること。

8 公共用水域の富栄養化の防止

- (1) 窒素又は^{りん}を含有する副原料の使用量の削減等
窒素又は^{りん}を含有する副原料、防錆剤、清缶剤、洗浄剤等は、その使用量を削減するとともに、窒素及び^{りん}を含まないか又はそれらの含有量が少ないものに転換すること。
- (2) 適切な排水処理施設の設置
窒素又は^{りん}を含む排水を排出する場合にあっては、窒素又は^{りん}を除去する機能を有する排水処理施設を設置すること。

9 公共用水域の汚濁負荷の防止

- (1) 排水の測定及び記録
公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目（当該項目に係る物質を使用していない場合等、規制基準を超過するおそれがないものを除く。）について、定期的に排水の汚染状態を測定し、その結果を記録すること。
- (2) 生活排水の適切な処理
し尿その他の生活に起因する排水を公共用水域に排出する場合は、排出する公共用水域の利用の態様等に応じ、別表に定める構造を有する合併処理浄化槽により処理すること。

10 地下水の保全

- (1) 地下水の採取量の削減
冷却用水の循環使用、生産工程における水の再利用等により地下水の採取量を削減すること。
- (2) 掘削工事での配慮
地下水の出水の可能性のある土地の掘削工事を行う場合は、次により出水量が少なくなる工法により実施すること。
 - ア 工事の計画
開削工事、トンネル工事等を計画する場合にあっては、土質調査、現況調査等を基に、止水性が高く、周辺地盤に与える影響が少ない工法を選定すること。
 - イ 工事の施工
掘削工事の施工に当たっては、周辺の地下水位等を監視しながら、確実な施工管理を行うこと。
- (3) 地下水のかん養
雨水の浸透効果が高い升の設置、舗装方法の採用等により地下水のかん養を行うこと。

11 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

- (1) 低公害車の導入
自動車を購入、賃借等によって導入する場合は、低公害車を優先することとし、その導入計画を策定すること。
- (2) 燃費目標の設定

自動車ごとの走行距離、燃料使用量等を定期的に把握するとともに、燃費目標を設定し、達成に向けて取り組み、燃料使用量を削減すること。

(3) エコドライブに関する教育の実施

従業員に対し、研修等により定期的にエコドライブに関する教育を実施すること。

(4) 関係者へのエコドライブ実施要請

取引のある運送事業者等に対し、低公害車の優先的な使用とエコドライブの実施を要請すること。

別表

処理対象人員	甲水域		乙水域及び海域
	水質保全湖沼	水質保全湖沼以外の水域	
51人以上 200人以下	し尿浄化槽の構造(昭和55年建設省告示第1292号。以下「建設省告示第1292号」という。)第6の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	建設省告示第1292号第6の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	建設省告示第1292号第6の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの
201人以上 500人以下	建設省告示第1292号第7の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	建設省告示第1292号第7の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	建設省告示第1292号第6の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの
501人以上	建設省告示第1292号第11の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	建設省告示第1292号第7の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	建設省告示第1292号第7の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの

備考 1 処理対象人員は、建築基準法施行令の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年建設省告示第3184号）による。

2 「甲水域」とは、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号。以下「規則」という。）第36条第2項に規定する水域をいう。

3 「乙水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

4 「水質保全湖沼」とは、規則第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。

5 排水の排出先が直接、水道水の水源、農業用水の水源、漁場又は海水浴場等となっている場合及び排水の排出先が河川の場合であって河川流量からみて環境基準の維持達成に影響すると予測される場合には、処理性能の高い合併処理浄化槽を設置すること。